

名寄市中小企業振興条例に基づく 補助事業に関する申請の手引き

(共通事項)

令和4年4月

名寄市経済部
産業振興室産業振興課

I. 目次

補助金を受けることができる方	1
中小企業者の定義	2
創業者の定義	3
中小企業団体の定義	3
中小企業者等の定義	3
個人・団体・グループの定義	3
補助の対象としない中小企業者等	4
補助の対象としない業種	4
補助の対象としない事業	4
他の補助金との併給の禁止	5
補助事業を限定するのはなぜか	6
補助事業の設計にあたっての基本的な考え方	6
補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方	6
納税証明書について	7
消費税の取扱いについて	8
補助金の返還について	9

II. 補助事業の解説

1. 企業活力強化支援事業
2. 創業支援事業
3. 販路拡大支援事業
4. 新事業創出支援事業
5. ホームページ制作支援事業
6. 街なかにぎわい創出事業
7. 事業所賃貸料支援事業
8. トライアル企業支援事業
9. 事業承継支援事業
10. 名寄で人づくり事業
11. プロフェッショナル人材確保支援事業
12. 就職促進支援事業
13. 退職金制度普及促進事業

Ⅲ. 条例・規則

- 名寄市中小企業振興条例
- 名寄市中小企業振興条例施行規則

補助金を受けられることができる方

- この補助金は、中小企業への支援を通じて、中小企業の振興、地域経済の振興を図ることを目的としています。
- 中小企業者等、かつ、北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種が補助対象となります。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗及びチェーン店は補助対象外となります。

補助対象事業名	申請ができるもの
企業活力強化支援事業	中小企業者等
創業支援事業	創業者（創業から1年以内）
販路拡大支援事業	中小企業者等
新事業創出支援事業	中小企業者等
ホームページ制作支援事業	中小企業者等
商店街組合事務所管理支援事業	組合事務所を有する商店街組合
商店街施設管理支援事業	商店街振興組合、任意の商店街組合
街なかにぎわい創出事業	商店街振興組合、任意の商店街組合、個人・団体・グループ
事業所賃貸料支援事業	中小企業者等、創業者、個人・団体・グループ
トライアル企業支援事業	市外の中小企業（法人）
事業承継支援事業	中小企業者
名寄で人づくり事業	中小企業者等
プロフェッショナル人材確保支援事業	中小企業者等
就職促進支援事業	中小企業者等
退職金制度普及促進事業	中小企業者等

中小企業者の定義

- 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するもの
- 市内に事務所又は事業所を有するとは、法人事業者は市内に本店・支店等の登記した事務所を有していること、個人事業者は市内で事業を営んでいること

業 種 分 類	中 小 企 業 者		
	下記のどれかを満たすもの		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
①製造業、建築業、運輸業、その他業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

創業者の定義

- 市内において新たに個人開業又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 6 号に定める企業組合及び同法同条同項第 7 号に定める協業組合並びに特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に定める特定非営利活動法人の設立を行う者であり、開業後又は会社等設立後は、中小企業者となるもの

中小企業団体の定義

- 中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項各号に定める中小企業団体、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に定める生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体で、その事務所又は事業所を市内に有するもの
- 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合は、主たる事務所を本市内に有し、かつ組合員の 4 分の 3 以上のものがその事務所を本市内に有しているものに限る、申請者の資格を有するもの

中小企業者等の定義

- 中小企業者及び中小企業団体

個人・団体・グループの定義

- 市内を拠点に活動する（している）ことが前提であり、補助金を受けることができるかどうかについては、個人・団体・グループの活動内容、事業計画書等を確認した上で判断します。

補助の対象としない中小企業者等

- 市税を滞納している方は申請できません。（納税証明書については、6ページ参照）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員が役員に就任している中小企業者等

補助の対象としない業種

- 北海道信用保証協会の定める信用保証対象外業種（農業、林業、漁業、金融・保険業及び公序良俗に反する遊興娯楽業や風俗営業等の一部）
- 病院、一般診療所、歯科診療所
- テナントを含む大規模小売店舗及びチェーン店

補助の対象としない事業

- 申請しようとする事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定される風俗営業又は同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業の店舗等に関する事業

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

（中略）

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

他の補助金との併給の禁止

- この補助金は、名寄市企業立地促進条例の助成との併給はできません。
- 申請する補助事業が、国又は北海道等から助成等の措置を受けた場合も補助対象となりますが、国又は北海道等の助成金を控除した額（補助残）が補助対象となります。

名寄市中小企業振興条例

（財政上の措置）

第11条 市は、中小企業の振興を推進するために、公益上必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の規定による財政上の措置に関し、名寄市企業立地促進条例（平成18年名寄市条例第176号。以下「促進条例」という。）に基づく助成及び課税の免除を受けようとする者（促進条例に基づく助成及び課税の免除を既に受けた者を含む。）は、この条例に基づく施策による支援と重複することができない

中小企業振興条例施行規則

（補助対象事業）

第3条 条例第10条に規定する基本方針に基づき実施する補助対象事業は、別表第2に掲げるものとする。

2 前項に定める補助金の額は、補助対象事業に係る収支において不足を生じる額及び予算の範囲内とし、他の補助事業と重複することができないものとする。この場合において、国及び北海道等の他の助成制度による助成金があるときは、当該助成金を控除した額を限度とする。

- 中小企業振興条例に基づく支援メニューを、同一申請者が同時申請するケースが考えられます。例えば、創業者が店舗改修（企業活力強化支援事業）と家賃補助（事業所賃貸料支援事業）の両方を申請するケースは、両方とも申請者の創業に対する補助で、二重補助に該当します。どちらか一つ選択してください。

補助事業を限定するのはなぜか

- 名寄市の中小企業振興のための事業は、大きく分けると「融資制度」と「補助金制度」があります。このうち融資制度は、多くの中小企業に活用していただける内容としており、保証料補助や利子補給を行っています。
- 一方、補助金は、特定の政策に基づき事業が行われるため、融資制度よりも補助の対象業種や対象事業をより限定せざるを得ません。

補助事業の制度設計にあたっての基本的な考え方

- 名寄市の中小企業支援に向けた補助事業は、中小企業者・学識経験者・中小企業団体関係者・経済団体関係者・消費者などの委員からなる名寄市中小企業振興審議会・部会で制度の検討を行い、中小企業者等のニーズに応じて制度の新設・拡充を図り、事業者がより活用しやすい制度となるよう努めています。

(基本的な考え方)

補助金交付事業の実施により、

- 名寄市の中小企業の魅力が高まることにつながるもの
- 今後の店舗減少に備え、また、地域経済を支える事業者を確保するため、創業や事業承継の推進につながるもの
- 補助事業の効果が、中小企業のみ恩恵を被るものではなく、市民や名寄市を訪れる観光客が魅力を感じるような買い物・環境づくり、市民生活にかかわりが深いもの
- 域外から資金を獲得できる産業育成につながるもの
- 基幹産業の農業と連動した6次産業化や農商工連携の推進につながるもの
- 中小企業の「ものづくり」の気運を高めることにつながるもの
- 地元企業PRや名寄市の認知度向上につながるもの
- 中心市街地をはじめとする市内全域の賑わいづくりにつながるもの
- 中小企業の人材育成や確保につながるもの
- 中小企業の労働環境や福利厚生の実質充実につながるもの

補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方

- 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

1 利益等排除の対象となる調達先

次の関係にある会社から調達を受ける場合は、利益等排除の対象とします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。他社の見積書で取引価格を確認します。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

なお、(2)及び(3)が一般の競争の結果最低価格であった場合には、この限りではありません。

納税証明書について

- この補助金の交付を受けるためには、市税に滞納がないことが条件であり、そのことを証明する書類が納税証明書になります。

中小企業振興条例施行規則

（補助対象者）

2 条例第2条に定める中小企業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第11条第2項に定めるもののほか、次条の規定に基づく補助を受けることはできない。

- (1) 名寄市暴力団排除条例（平成25年名寄市条例第26号）第2条第1号に規定する

<p>暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者</p> <p>(2) 法人その他の団体であって、その役員のうち暴力団員がいるもの</p> <p>(3) 市税に滞納があるもの</p>

- 個人事業者の場合は、市税（市民税・固定資産税・国保税など）に係る納税証明書を、法人事業者の場合は、法人に係る市税（法人市民税・固定資産税など）の納税証明書を添付してください。
- 納税証明書は、税務課納税係（名寄庁舎2階）、地域住民課総務・税務係（風連庁舎1階）で交付申請してください。
- 交付申請には代表者の印鑑、代理の場合はさらにその方の印鑑が必要となり、交付手数料 300 円がかかります。
- 国税・道税・名寄市へ転入する前の市町村の納税証明書は不要です。
- 申請書に添付する納税証明書は、申請日の1か月以内の発行のものに限ります。

消費税の取扱いについて

- 補助対象経費に係る消費税の取扱いについては、次のとおりです。

消費税法に係る納税対応状況	消費税の取扱い
非事業者	対象経費に含むことができる
免税事業者	対象経費に含むことができる
課税事業者	対象経費からあらかじめ除く

- 納税対応状況を把握するため、補助金交付申請時に、「消費税課税事業者等申出書」を提出いただいています。課税事業者である場合は、提出が不要としています（逆に言えば提出がない場合は、課税事業者とみなします）。
- 申請時に「免税事業者」であった場合でも、補助事業の実施中に「課税事業者」となる場合があります。補助対象期間を含む会計年度の消費税納税対応状況が変更になった場合は、速やかにご連絡ください。消費税法については、お近くの税務署にお問い合わせください。

補助金の返還について

- 補助事業者が、①申請書などに虚偽の記載をしたとき、②条例や規則に違反したとき、③補助を行うことが不相当と認めるときは、補助の交付決定を取消し、補助金を返還させることがあります。
- 補助金の返還が命じられた場合は、指定する期日までに返還すべき補助金額を納付しなければなりません。

中小企業振興条例施行規則

(交付決定の取消)

第10条 市長は、補助事業者が補助金の交付条件に違反したとき、その他補助を行うことが不相当と認めるときは、当該補助の決定を取消することができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消し、かつ、既に補助金が交付されているときは、中小企業振興補助金返還請求書（別記様式第8号）により、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。